

P T A規約

第1章 総則

第1条 この会は高松市立鶴尾小学校P T Aという。

第2条 この会の事務所を高松市立鶴尾小学校におく。

第3条 この会は、会員相互の協力により児童の心身に健全な発達と幸福の増進につとめるとともに、会員相互の研修と親睦につとめる。

第4条 この会は、前条の目標を達成するため、次の活動をする。

- 1 心身ともに健康なる児童の育成に努める。
- 2 学校・家庭・地域社会との連携を密にし、児童の校外生活を改善する。
- 3 教育についての研修を行い関心を深める。
- 4 会員相互の理解と親睦を深める。
- 5 その他、この会の目的達成に必要なことを行う。

第2章 会員

第5条 この会は次の者が会員となる。

- (1) 1 鶴尾小学校に在籍する児童の保護者
2 鶴尾小学校に勤務する教職員
- (2) 入会届を提出した者
- (3) 退会届を提出することにより退会することができる。

第3章 機関

第6条 この会に次の機関をおく。

総会、運営委員会、執行部会

第7条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第8条 総会は、定期総会および臨時総会があり、本会の議決は出席者の多数決とする。

第9条 定期総会は毎年度始めに1回、臨時総会は運営委員会または会員の半数以上が必要と認めたときに、臨時に開くことができる。

第10条 総会は次のことを決める。

- 1 会務の報告・事業の計画
- 2 決算の承認・予算の議決
- 3 役員を選出（会長・副会長・執行委員・監査）
- 4 規約の改正、または、廃止
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事項

第11条 **すべての会員が、広報部、保健体育部、施設・厚生部、生徒指導部のいずれか1つの専門部に属し、学級、学年、専門部ごとの各種活動・事業の企画運営をする。**

第12条 運営委員会は、原則、会長・副会長・執行委員・各部長・副部長・教職員の若干名をもって構成し、次の事項を審議し、実行に当たる。議決は出席者の多数決とする。

- 1 事業方針の具体的計画
 - 2 他団体との連絡提携
 - 3 総会に提出する議案
 - 4 各部の連絡調整
 - 5 その他、この会の目的達成に必要な事項
- 運営委員会は、原則として毎月1回開く。
その他会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

第4章 役員

第13条 この会は、原則次の執行部役員を置く。

会長1名、副会長若干名、執行委員若干名、監査2名

第14条 この会の役員は、次の方法で選出する。

- 1 会長、副会長、執行委員、監査は会員の中から総会で選出する。
- 2 各部長・副部長はその部の構成より選出する。

第15条 役員の任期はつぎの通りとする。

- 1 役員の任期は1年間とする。再任は最長2年とする。ただし、本人の希望による再任は妨げない。

第16条 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第17条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表して会務を総括し、総会・運営委員会・執行部会を招集し、総会以外は会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 執行委員は、会長や副会長を補佐し、P T A活動や行事の補佐にあたる。
- 4 書記は、この会の庶務及び重要事項を記録する。
- 5 会計は、この会の会計事務の処理にあたる。
- 6 監査はこの経理を監査し、総会において報告する。
- 7 役員は会長の委託した会に出席する。

第18条 この会に顧問をおくことができる。顧問は運営委員会において推進し、総会の承認を経て会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じる。

第19条 役員の任務は次のとおりとする。

役員は学級、学年、専門部ごとの各種活動・事業の企画運営をする。

第20条 専門部を次のように分ける。

- 1 広報部… 教養文化的活動・P T A新聞発行に関する活動・教育環境の整備に関する活動
- 2 保健体育部… 保健と体育にかかわる活動
- 3 施設・厚生部… 児童の福利厚生活動
- 4 生徒指導部… 児童の安全・健全育成に関する活動

第5章 会計

第21条 この会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第22条 会員は会費を負担する。会費は児童一人当たり月額400円とする。ただし、特別の事情があるときはこれを軽減し、または免除することができる。

第23条 この会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 細則

第24条 この会の運営に必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。

第7章 附則

昭和51年5月改正	昭和60年4月改正
平成10年5月改正	平成12年4月改正
平成15年4月改正	平成17年4月改正
平成19年4月改正	平成25年4月改正
平成30年4月改正	令和4年4月改正

鶴尾小学校PTA執行部役員選考委員会細則

[名称]

第1条 この会は、鶴尾小学校PTA執行部役員選考委員会と称する。

[構成員]

第2条 この会は、鶴尾小学校PTA役員の内、各専門部部長（広報部、保健体育部、施設・厚生部、生徒指導部）、執行部若干名をもって構成する。

[目的]

第3条 この会は、次年度の執行部役員（会長 1名、副会長 若干名、執行役員若干名、会計監査2名）を公平かつ速やかに選考することを目的とする。

[役員]

第4条 この会に次に掲げる役員を置く。

委員長	1人
副委員長	2人以内

[役員を選出]

- 第5条 委員長は、選考委員の中から互選する。
- 2 副委員長は、選考委員の中から委員長が選任する。
 - 3 その他、必要な役職は、委員長が選任することができる。

[任期]

第6条 役員任期は、原則として1月の運営委員会より次年度の総会までとする。

[職務権限]

- 第7条 委員長は、この会の進行をはかると共に、運営委員会の席において経過報告をし、PTA総会において新役員の発表をする。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、書記をつとめ、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

[経費]

第8条 この会の経費は、鶴尾小学校PTAの経費及びその他の収入をもって充てる。

[細則の変更]

第9条 この細則を変更しようとするときは、運営委員会の議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成3年2月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年1月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月23日から施行する。

高松市立鶴尾小学校PTA慶弔規定

高松市立鶴尾小学校PTA

(H25. 4. 27改定)

		摘 要	内 訳	備 考
火 災	見 病		金 3, 0 0 0 円	2 週間以上入院
		PTA 役員	金 3, 0 0 0 円	2 週間以上入院
	舞 台	PTA 役員	金 5, 0 0 0 円	半焼以上
		PTA 運営委員	金 5, 0 0 0 円	半焼以上
		PTA 会員	金 3, 0 0 0 円	半焼以上
弔			金 5, 0 0 0 円 花輪一対	
	保護者		金 5, 0 0 0 円 花輪一対	
	PTA 役員 (保護者でない場合)		金 5, 0 0 0 円 花輪一対	
	PTA 役員 (同居者 等)		金 5, 0 0 0 円 花輪一対	実父・実母は該当
			金 5, 0 0 0 円 花輪一対	
	同居者 (等)		金 5, 0 0 0 円 花輪一対	実父・実母は該当
慶			金 5, 0 0 0 円 花輪一対	
	職員 の結婚		金 1 0, 0 0 0 円	

1 返礼しない

2 職員には、校医を含む

3 葬儀に参加

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 児童 | 同級生全員、全職員、PTA 会長・副会長 |
| (2) 児童の保護者 | 同級生 2 名、担任、校長、PTA 会長 |
| (3) PTA 運営委員 | (2) の場合と PTA 運営委員 |
| (4) PTA 運営委員の同居者 | 職員代表、PTA 運営委員 |
| (5) 職員 | 担任児童全員、全職員、PTA 運営委員 |
| (6) 職員の同居者 | 全職員、PTA 会長・副会長 |